

2014年1月17日

ロシア連邦捜査委員会刑事局長

上級予審判事

親愛なるV. N. ソロビヨフ殿

北里大学

名誉教授

医学博士

長井辰男

はじめに、ソロビヨフ氏のサイン付きの「ニコライ2世の企画展のカタログ（書籍）」を頂き、有難う御座いました。残念ながら、私はロシア語を全く理解できませんので本文は読む事が出来ませんでした。カタログに挿入されている図を見る事によって、日本に保存されている大津事件関係の公文書や多くの資料の「創傷に関する記載」に、間違いがある事に気が付きました。鑑定書も読ませて頂きました。ソロビヨフ氏のご厚意に感謝申し上げます。昨年お願い致しましたロシアに保存されているニコライ2世のカルテが入手出来れば、それを基準に、日本の資料を訂正する試みをしたいと考えております。鑑定書は、鑑定人の力量によって採択部位が変わりますので、カルテの原本を一読させてください。

さて、私は、2013年12月16日のソロビヨフ氏からメールを毎日新聞モスクワ支局長の田中洋之氏を經由して受け取りました。「貴殿からのものである」ということで、特別にロシア語の通訳者に翻訳料を支払って翻訳しました。翻訳文を読んでみましたところ、その内容は「ロシア連邦検察庁刑事総局主任予審判事V. N. ソロビヨフ氏からの訊問書」であり、私は大変驚き、また、当惑しました。

私がロシア語を全く理解できない事により、ソロビヨフ氏の訊問に対する回答をロシア語の通訳者に翻訳を依頼した場合、次の問題が生じます。

1. 通訳者が専門用語や法科学的な内容を良く理解していない場合、私の意図した事が間違っソロビヨフ氏に伝わるという問題が生じます。
2. 翻訳によって私の言いたいことと違った回答になっていたとしても、それを私が訂正する事ができません。

したがって、この訊問書の回答は、既述の事態を避け、正確を期すため、日本語で回答させて頂き事を了承して頂きたいと思ひます。

はじめに、私がこの研究を始めた経緯から説明させて頂ひます。

私は、ドイツ民主共和国ベルリンにあるフンボルト大学（旧ベルリン大学）法医学研究所主任教授Prof. Otto Prokop Dr. Dr. h. c. multi. Prof. h. c. multi.の研究所へ3度留学し、法医学・法科学を学びました。その後、毎年2週間程度同研究所を訪れ、特に、①司法解剖による死因の鑑定、および②親子鑑定の研究を遂行する過程で、遺伝学を含む法人類学を学びました。

その過程で、Dr. Peter GillとDr. Pavel Ivanovの論文を読んで、最後のロシア皇帝ニコライ二世らしき遺骨のミトコンドリアDNA（以下mtDNA）がC / Theteroplasmyであることを知り、この論文の内容に大変興味を持ちました。翌年、Finlandのバンタの国立科学警察研究所で開催されたCongress of Baltik Medico-Legal Associationで、Prof. Vjatcheslav L. POPOV, M.D. Ph.D.がエカテリンブルグで発見された遺骨の法人類学的な研究を発表したのを聞く機会がありました(メモが無いので正確なタイトルと年代は覚えていません)。私は瞬時に大津事件の事を思いだし、「面白い研究だ」と思ひましたが、ロシア語を話せないでそのまま帰国しました。帰国後、ニコライ二世らしき遺骨の分与と国際共同研究を手紙で申し込みましたが、全く相手にされませんでした。

1998年8月Riga / Latviaで開催されたThe 3rd Congress of Baltik Medico Legal AssociationでProf. POPOVに会いました。再度、国際共同研究を申し込んだところ、履歴書と業績目録を送るようにと云われました。

1998年12月Saint-Petersburgで開催されたNorth West Regional Association of Forensic MedicineへProf. POPOV会長から招待されました。この学会には、ドイツ法医学会からも大勢の教授達が出席していました。その時、ニコライ2世のサンプルの分与を依頼したが、また、断られました。

しかし、それから、約1時間後、Prof. POPOVは、私に「皇太子ニコライ（当時）が日本を訪問中に大津で警官に襲われました（大津事件）。その時、頭部創傷の出血部位を押えたハンカチが大津にある。そのハンカチに付着している血痕とジョウジ大公（Grand Duke Gorgij Alexandrovich）の毛髪のmtDNAを比較して欲しい」と私に依頼しました。

この時、Prof. POPOVは、Dr. Peter GillとDr. Pavel Ivanovが研究した塩基配列の

16169の位置がC/T heteroplasmyであるか否かを最も知りたいという事を紙に書き、私に説明しました。二人が注目していた塩基は偶然一致していたので、引き受けることにしました。また、「ニコライ二世とその家族および使用人の遺骨のDNA鑑定に必要なコントロールが無いので、Dr. Peter GillとDr. Pavel Ivanovの要望でジョウジ大公の墓を掘り起こした時、Prof. POPOVはこの遺骨発掘現場に個人の資格で立ち会った。そして、ジョウジ大公の毛髪の若干を入手する事が出来た。」という話を聞かせてくれました。

1998年12月17日、私がSaint-Petersburgから帰国する当日の朝、Hotel Novotelのロビーに共同研究者のProf. POPOVと通訳が来ました。Prof. POPOVから直接ジョウジ大公の毛髪を受け取りました。国際共同研究であるが、彼の研究所長から依頼された形式で、この毛髪のミトコンドリアDNA鑑定を実施するのだそうです。

こうして我々の共同研究がスタートしました。

ここで重要な事は、生物学的試料を分与して欲しいという私の願いは拒否され、Prof. POPOVが私に依頼し、私はその依頼を受けたという事実関係であります。

この事実は、極めて重要な事ですので、今でも鮮明に覚えています。

私とProf. POPOVの国際共同研究の成果は、次の国際学会で発表しました。

No heteroplasmy at base position 16169 of Tsar Nicholai II' s mitochondrial DNA

T.Nagai, T. Okazaki, M. Shimadzu and V. L. Popov

International Society for Forensic Genetics

28th August – 1st September 2001, Münster, Germany

Mitochondrial DNA Sequence of Romanoff Family

T. Nagai, T. Okazaki, M. Shimadzu, V. L. Popov

The 7th Indo-Pacific Congress on Legal Medicine and Forensic Sciences

16 - 21 September 2001, Melbourne, Australia

その他、海外の研究機関から招聘され、講演しましたが、それらは紙幅の都合で省略します。

しかし、その後は研究試料が全くないので、研究を完全に中止せざるを得ませんでした。

当時、日本は薬禍問題が社会問題化し、その研究と対策が急務を要していたので、大学及び大学院の私の研究室の研究体制を法中毒の研究にテーマを変え、県警本部の科学捜査研究所の研究員に博士の学位を取得する指導をするなど全精力を傾注しました。

2003年3月12日、ヨーロッパで開催された国際会議の帰りに、かつて日本鑑識科学会の招待講演で日本の科学警察研究所に招聘された National Laboratory of Forensic Science—SKL / Swedenの Prof. Koopおよび DNA研究者らを尋ね、私どもの研究を公開し、評価して頂きました。その結果を訊問7に掲載しました。

私は、2004年Department of Forensic Medical Examination, Saint-Petersburg / RussiaのProf. POPOVが学会長を務めるThe 5th Baltic Medico-Legal Associationで我々の国際共同研究の結果を発表し、国際共同研究を終わりにする事にしました。この時の抄録はMedicinaLegalisBaltica, Vol. 14, 2004に掲載されています。

この学会に、教授、助教授および4名の大学院生というグループで出張する事にし航空券を購入しましたが、郵便事情が悪くProf. POPOVから招待状が届きませんでした。ロシア大使館からビザが発給されず、学会出張は出来ませんでした。4名の大学院生の航空券の代金は全て教授である私が弁済し帳尻を合わせました。これ以降、Prof. POPOVから年賀状（greeting letter）の返事も来なくなり、学术交流は自然消滅するに至りました。

今回、ソロビヨフ氏から「訊問書」とそれに付随した「私が実施した調査に関する公式なデータを、ニコライ2世一家と従者の死の状況と埋葬に公式に携わっているロシア連邦捜査委員会とロシア連邦政府に提出するよう」という内容の手紙」を受け取りました。しかし、私は、後日、両機関へ公式調査データや報告書の提出が必要であるという説明をProf. POPOVから全く聞いていません。私は、研究結果を国際学会と学術誌に共著で発表するという約束をしましたが、それ以外は何も約束していません。このような事態になって、大変驚き、困惑しています。

「科学者が国の内外を問わず共同研究者に鑑定を依頼する場合、依頼する科学者が相手に迷惑をかけないように、全ての手続きをしたのち由緒正しいサンプルを手渡す」これが科学者としての常識です。この事は、ロシアでも同様であると信じています。

したがって、今回、何故、私がソロビヨフ氏からこのような尋問を受けねばならなくなったのか、私には理解できません。もし、Prof. POPOVが正規の手続きを怠っていたので、私がこのような尋問を受けねばならなくなったという事であるならば、甚だ心外であり、残念に思います。

今、私はロシアの著名な科学者であるProf. POPOVと国際共同研究し、このような尋問を受けねばならなくなったという事で、人生の晩節を汚したことを痛恨の極みと後悔しています。

2006年3月31日、私は北里大学を定年退職しました。北里大学では次に着任する教授を全国公募しますので、研究テーマが前任者と異なります。したがって、退職する時、前任の教授は教授室を空にして引き渡すのが慣例です。私は、自宅が狭いので、ほとんどの書籍および研究データを含む資料は自宅に持ち帰る事が出来ず、再生紙の業者に委託して処分しました。また、73歳で現在、不治の病気を抱えているので、私が死亡した後家族へできるだけ迷惑を掛けないように、自宅に持ち帰った資料もごく一部を残し、ほとんどシュレッターで処分しました。

ソロビヨフ氏の行動は何故こんなに遅かったのでしょうか？何故もっと早くに連絡をくれなかったのでしょうか？真剣に私の連絡先を探したら、幾らでも方法があったはずです。

今となっては、ソロビヨフ氏に協力したくても既述の理由でご要望に対応しようがありません。私は非常に残念に思います。

既述のように私は、Prof. POPOVの要請でこの国際共同研究を始めました。生物学的試料の入手手続きは全てProf. POPOVが行いました。生物学的試料の入手する手続きに不備があったならば、それはProf. POPOVの責任であり、ロシア側の問題であると考えています。また、どうしても報告書が必要でしたら、既述の理由で、Prof. POPOVに要求して頂きたいと思いません。

御高配賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

.....

訊問に対する回答

(1) ジョウジ大公由来の生物学的試料について

既述のように、1998年12月17日の朝、私はHotel NovotelのロビーでProf. POPOVから直接生物学的試料（毛髪）を手渡された。毛髪は、白い封筒に入れてあり、封筒の裏側にはロシア語の丸い公印が2ヶ所に押印されていた。私は、その写真を所持している。

Prof. POPOVは「空港で何かトラブルがあった場合、その公印の印影を見せるように」と云う指示を私に与えた。私はジョウジ大公の生物学的試料を誰が、何時、何処で採取したのかProf. POPOVから聞いていないので、全く知らない。しかし、Prof. POPOVから「墓地の発掘に立ち会って入手した」と聞いているので由緒正しい生物学的標本であると

私は、それ以外、以下に示すProf. POPOVの発言と行動からもこの生物学的試料はジョウジ大公のものであると信じて疑わなかった。

- i) 国際共同研究であるが、彼の研究所長から依頼された形式で、DNA鑑定を実施すると云われたこと、
- ii) Saint-Petersburgから帰国する当日の朝(1998年12月17日)、ホテル・ノボテルのロビーで共同研究者のProf. POPOVからジョウジ大公の毛髪であると聞き、直接受け取ったこと、
- iii) Prof. POPOVから直接手渡された毛髪は、白い封筒に入れてあり、封筒の裏側には

ロシア語の丸い公印が2ヶ所に押印してあったこと、

iv) 「空港で何かトラブルがあった場合、その公印の印影を見せるように」と云う指示を私に与えたこと、

v) Prof. POPOVは当該資料にC/Tヘテロプラスミーの存在を確認しなかったこと。

既述の背景により、私はProf. POPOVを100%信頼した。ジョウジ大公の生物学的試料であるという証明書は受け取っていない。したがって、私はソロビヨフ氏が私に訊問した書類を所持していない。

共同研究者に鑑定を依頼する場合、あるいは科学者がDNA検査を共同研究者に依頼する場合は、相手に迷惑をかけないように、依頼者が全ての手続きを完了したのちサンプルを手渡すのが「科学者としての常識」である。この事は、ロシアでも同様であると思う。

ジョウジ大公の生物学的試料であるという証明書に関する疑問点は、共同研究者のProf. POPOVから直接聞いてほしい。

(2) 最後のロシア皇帝ニコライ二世の生物学的試料について

国際会議でヨーロッパへ出張した帰路、私はSaint-Petersbrugを訪れ、前回依頼された毛髪鑑定を行った実験ノートを持参し、Prof. POPOVに渡した。その要旨は、GillやIvanovらがニコライ2世とジョウジ大公の鑑定で最も重要であるという「mtDNAの塩基の16169はC/T heteroplasmyでない、この塩基はCである」ということを明らかにしたものである。

その後、Prof. POPOVとの文通が続いた。「Tsar Nicholai IIと思われる遺骨は、既に墓地へ埋葬されてしまったので遺骨の入手は不可能である」との事であったので、斑痕分析を行うことにした。我々は、汗の斑痕に着目した。正確には、汗の斑痕に含まれている「微量の有核細胞」に着目したということである。

私は共同研究者のProf.POPOVから「Tsar Nicholai IIの汗の斑痕が入手可能である」との手紙をもらい、Saint-Petersbrugへ飛んだ。私は共同研究者のProf. POPOVの通訳担当者(女性)と共にCatherine'sPalace / Tsarskoe Seloへ行った。そこでProf. POPOVに会った（Prof. POPOVは、手続きのため先に現地へ行っていた）。衣装室にTsar Nicholai IIが着用した三つ揃いの背広のベスト(チョッキ)が洗濯されていない状態で、木綿のベージュ色の布に包まれ保存されているという。

当日のサンプリングの状況を説明する。

- (1) 衣類の管理担当者（女性）が、木綿のベージュ色の布に包まれたTsar Nicholai IIが着用した三つ揃いの背広のベスト(チョッキ)を、両手で恭しく捧げ、我々がいるホールへ持参し、それを長椅子の上に置いた。
- (2) Prof. POPOVが汗の斑痕の付着部分を欲しいと担当者に願い出たようであるが（私はロシア語が分からないが、その様子から察する事が出来た）、衣類の管理担当者は許可しなかった。Prof. POPOVが何度もお願いしていたが許可が得られず、Prof. POPOVは、私に諦めて退室しようと促した。
- (3) その時、私が衣類に傷つけず汗の斑痕部位から試料を採取する方法（長井法）があるということを簡単に説明し、ベストを傷めずに資料を採取する事が出来るように日本から必要なもの一式をガス滅菌して持参したと通訳を介してProf. POPOVに告げた。
- (4) 彼がそれを衣類の管理担当者に伝えたところ、衣類の管理担当者からサンプリングする事がその場で許可された。
- (5) 日本から持参したガス滅菌済みの白衣と手術用ゴム手袋を装着し、ガス滅菌済みの粘着テープで汗の斑痕付着部位から私がサンプリングした(1999年8月16日)。即ち、ベストの腋窩部位の汗の斑痕が付着していた布の線維を構成する縦糸と横糸から出ている細かい糸屑が採取できた。

このサンプリングは極めて重要であることから、写真撮影はサンプリング前およびサンプリング後は私が、サンプリング中はProf. POPOVまたは通訳者が私の要求するようにそれぞれ撮影した。

写真は科学として生物学的試料を採取した部位と採取方法を明確にすることおよび、Tsar Nicholai IIが着用したベストは歴史的に貴重なものであるので、心無いものが後日ベストの損傷に関する問題を生じさせることが有り得ると予測し、それを防ぐため撮影したものである（写真所有）。

サンプリング終了後、衣類の管理担当者はベストの私がサンプリングした部位を確認した。そして、衣類の管理担当者はベストの糸玉と糸くずを鋏で切り、私にプレゼントしてくれた。その試料もガス滅菌した新しいプラスチックチューブに入れ帰国した。

Prof. POPOV、ロシア人の通訳、および衣類管理担当者が、私にベストに縫い付けた記録と荷札に識別票が付いている。これがTsar Nicholai IIが着用したベストに間違いのない事を証明するタグであると話した（タグの写真所有）。

既述のように、私はProf. POPOVから「Tsar Nicholai IIの汗の斑痕が入手可能である」との手紙をもらい、Saint-Petersbrugへ行った。そして、汗の斑痕を粘着テープで採取する事が出来た。もし、非公式な生物試料のサンプリングであるならば、Catherine's Palace / Tsarskoe SeloでProf. POPOV、衣類管理担当者（女性）そして通訳担当者もサンプリングさせなかったであろう。

交渉は全てProf. POPOVが行ったので、私は何ら問題が無いものと考えていた。また、Prof. POPOVが私に何も書類を渡さなかったため、私は何も書類を持っていない。

もし、ソロビヨフ氏が私の立場なら、後日書類不備等の問題が起きると考えたであろうか？

私はProf. POPOVが既にサンプル採取及び分与の手続きを完了していたものであると考えていたので、何ら疑わなかった。もし、ソロビヨフ氏が書類等に関する疑問点があるならば、共同研究者のProf. POPOVから直接聞いて欲しい。

(3) 死因がTBであるというジョウジ大公の生物学的試料について

私は、共同研究者のProf. POPOVから汗の斑痕のサンプルが入手可能であるとの手紙を受け取り、Saint-Petersbrugへ飛んだ。私がSaint-Petersbrugに滞在中にProf. POPOVからジョウジ大公の毛髪、爪、および下顎骨（mandibula）の一部を受け取った。ジョウジ大公が結核で死亡したということを私はProf. POPOVから聞いていない。

しかし、火葬されずに埋葬された遺体の組織は、主に腸管内の微生物と酵素によって腐敗現象および自己融解を生じさせる。したがって、墓地に埋葬されても残っている硬組織（遺骨、毛髪、爪など）は、これらによって微生物学的、生化学的影響を強く受けている事を法医学者は知っている。私は、東京大学医学部細菌学教室の文部教官として勤務していた時期もあるので、感染防御に付いても充分知識を持っている。

一方、日本では、大津事件の三権分立に関する司法領域の学術論文が散見するが、ロマノフ家の遺骨に興味を持っている研究者或いは露国皇太子ニコライの創傷に興味を持っている研究者は皆無に等しいであろう（私はこの問題に興味を持っている研究者を一人も知らない）。したがって、日本で、私がジョウジ大公の死因を知る術がない。

Prof. POPOVは今回も空港で私が入場するまで見送ってくれた。また、既述の経緯があるので、当該生物学的試料に手続き上の不備があったなどという事を私は夢にも考えていなかった。Prof. POPOVの行為に感謝し、何

等疑問をも抱かず、サンプルをガス滅菌したプラスチックチューブに入れ、密栓して日本へ持参した。

日本の空港の税関を通過する時、税関職員から（１）外国で規定の金額以上の買い物をしたか否か？（２）外国人から預かった物、譲渡されたものがあるか否かの２点を聞かれた。私は、国際共同研究をするための鑑定依頼された研究試料を持っていると回答した。それに対し、（３）税関職員から身分を聞かれた。私の身分を答えたら「はい、いいです」という事で入国した。

帰国後、生物学的試料が入ったプラスチックチューブの開封は、大学の無菌室に設置されている高性能無菌箱の中で行った。この無菌箱は、ウイルス除去フィルターを通して換気を行っているが、排気する前に焼却するように特殊な設計を施したものであるので汚染することは無い。また、抽出操作は有機溶媒を用いたので、万が一結核菌が当該生物学的試料に付着していたと仮定しても、この時点で有機溶媒処理により滅菌されるので感染の恐れはない。

参考までに、分野は異なるが、組織培養する研究者は、雑菌（目的以外の細菌）の繁殖を防ぐため培地に有機溶媒で処理したペニシリンとストレプトマイシンを加える。これらの抗生物質は有機溶媒処理したことによって滅菌されている。

（４）DNA鑑定を実施した調査機関について

研究は北里大学の私の研究室だけでなく、ほかの研究室でも実施した。

Dr. Peter GillとDr.Pavel IvanovがTsar Nicholai II とジョウジ大公のmtDNAの塩基配列を鑑定した結果、16169の塩基がC/Tあることが最も重要であると述べている。

しかし、我々の研究室の結果はCであった。すなわち、Dr. Peter GillとDr. Pavel Ivanovの結果はと明らかに違っていた。

この当該鑑定の結果は重大な意味を持つことから、DNA研究および検査業務を行っている東京の上場第一部の会社の研究責任者に再鑑定を囑託しようと相談したところ、会社に許可申請した場合、部外の特異な研究であることから会議体に掛け、さらに上司の決裁が必要であるので、引き受ける事が難しいとの事であった。彼の希望を入れ、彼が大学の非常勤講師の地位を得るという決済をえて会社の了解を得、一方、大学教授会で非常勤講師として採用人事の決裁を得て我々の研究室に迎えた。そして、大学の非常勤講師として彼が再鑑定を行う事にした。彼の結果は、我々と同じくCであった。

さらに、サンプルの出所を明らかにせず、法医DNA鑑定業務を行っている関西の会社に囑託した。その結果も我々と同じくCであった。

この段階で、初めて学会発表をすることにした。

既述のように、日本の3研究機関での毛髪分析の結果もDr. Peter GillとDr. Pavel Ivanovらがニコライ2世とジョウジ大公の鑑定で最も重要であるというmtDNAの塩基の16169はC/Heteroplasmyでないということが明らかになった。

(5) 研究に使った残りの生物学的標本は、何処にあるか？

私がProf. POPOVから受け取ったサンプルに含有するDNAは少量であった(例えば、顕微鏡観察の結果、毛髪のDNAを多く含む毛根部がほとんど含まれていなかった)。したがって、既に鑑定に全量使用したので、私の手元に全く残っていない。

私はProf. POPOVからDNA分析で余ったサンプルを返却するようにと
言われていない。それは、彼はサンプル量が少ないことを知っていたから
であると思う。

ロイター社が2001年、取材時に「研究で残った生物学的試料は現在ど
こにあるか」と尋ねられたことがあり、既述の状況を説明した。その記者
は納得した。

(6) 皇太子ニコライが止血に用いたハンカチーフに付着した血痕を鑑定
したか？

皇太子ニコライの血痕が付着したハンカチーフは、事件当日、臨時の救護
所として使われた永井長助宅の家宝として彼の家に数年間保存されていた
。しかし、ロシアの船が神戸港に入港するたびに、ロシア人が皇太子ニコ
ライの血痕が付着したハンカチーフを見るため大津の彼の家を訪れ、その
ハンカチーフにキスする者、ほおずりする者が多数いた。

したがって、皇太子ニコライの血痕が付着したハンカチーフは、歴史的な
価値はあるが、ニコライ2世のDNA鑑定を目的とした科学者には全く価
値が無い。即ち、永井家を訪問し、このハンカチーフにキスした人達の口
唇の細胞や唾液に含まれる口腔内の細胞、ほおずりした人達の汗に含まれ
る細胞、手や腕の細胞などで汚染しているからである。

したがって、日本人でこのハンカチーフに付着している血痕のDNA鑑定を
した研究者はいない。当該DNA鑑定のコントロールとして全くふさわしく
ないものである。

ロシア人による既述のような状況が続いたので、大津事件関係のハンカチ
ーフや刀、関係書類等は一時期県庁の金庫に保管された。その後琵琶湖博
物館に移された。

その後、ロシアの研究者、Dr. Pavel Ivanovが来日し、ハンカチーフに付着している血痕から生物学的試料（DNA試料）を採取するとき、Dr. Pavel Ivanovはハンカチーフの布地を傷めず血痕を採取する術を知らなかった。Dr. Pavel Ivanovは、（１）当初の約束を破って外科用メスでハンカチーフを切り取って、それを持参し帰国した。しかも、（２）当初約束した報告書を未だに送ってこない。滋賀県教育庁はそれ以来、全ての研究者にハンカチーフを見せることも拒否して現在に至っている。

一人の不心得な研究者の犯した行為のため、全ての研究者が迷惑しているのである。

私は、この状況を確認するため、ハンカチーフに付着した血痕をハンカチーフに物理的損傷を与えずに採取し、鑑定に使用したいと1999年2月3日滋賀県教育委員会に申し出たが、案の定サンプリングは許可されなかった。

現在、ハンカチーフは、刀、大津事件関係書類、資料と共に木箱に入れ、封印されて琵琶湖博物館に保管されている。開封出来るのは滋賀県知事および滋賀県警察本部長だけで、それ以外の一般人は開封してこの試料を見る事が出来ない。

（７）私とロシアの研究者の遺伝子検査結果の不一致はどういう関係にあるか。

既述のように、私は、日本の科学警察研究所で学会があったとき特別講演をしたProf. Dr. Ingvar Kopppを尋ねて自分の研究を公開し、第三者の目で評価してもらうため依頼の手紙を書いた。

2003年3月12日実験記録と講演原稿及びスライドを持参し、Swedenの彼の研究室を訪ね、自分御研究が正しいか否か評価をお願いした。これには複数のDNA研究者が立ち会った。彼は、その結果を公用紙にタイプし

、サインをした上で私に手渡した。以下にそのコピーを印字する(当該書類のオリジナルは長井が保管している)。

12

March 2003

To whom it may concern

Professor Nagai has presented the results of his investigation of mitochondrial DNA from stains etc. coming from relatives to Tsar Nicholas II.

The results seem to have been obtained under uttermost precautions to avoid contamination.

The results show a different outcome from earlier published results by Gill and Ivanov.

It is most interesting that this case can get an indisputable result.

In my view the presented differences should result in further investigations into the remains that are claimed to be from the Tsar family.

Ingvar Koppp

Professor

疑問点は沢山ありますが、紙幅の都合で、初歩的疑問点を3つ書きました。

(1) エカテリンブルグの遺骸発掘現場の見取り図を見てもわかるように、複数の個体の遺骨が混じりあっている。しかも、頭蓋骨が持ち出され、また、埋葬されるなど人の手が加わった、さらに遺骨を水洗いし袋に詰めて積み上げてあったものを、後日テーブルの上に白い布を敷き、その上に一個体ずつ並べて保存した、という記録もあります。御承知のように、人

間の骨は一個体約200個で構成されています。エカテリンブルグの墓地から回収された遺骨はそのうち何割回収されたのか、という事を考えると、Dr. Pavel IvanovやDr. Peter Gillのように「一個体に付き大腿骨一本に由来するDNAを用いた鑑定」で満足できるものでしょうか。一部他人の遺骨とすり替えられていても分からないと思いますが・・・。

(2) C/T heteroplasmyなのかcontaminationなのかを区別する場合、contaminationでないという事をどのようにして証明しましたでしょうか。特に斑痕分析の場合は難しいですよ・・・。

ニコライ二世の末の妹Gurand Duchess Olga Alexandrovnaの子供であるTihon NikolaevichKulikovsky Romanovの血液の鑑定では、私とロガーエフ教授の結果mtDNAの16169の塩基がCであるという点でおなじ結果ですが・・・。

(3) ニコライ二世のDNA鑑定を行うのに、ソロビヨフ氏から頂いたカタログ51頁の図には、安らかに眠っている弟ジョウジ大公の墓地を掘り起こして鑑定に用いたにもかかわらず、そのデータが使用されていません。何故わざわざ世代が数代も異なる事例を掲載せねばならなかったのでしょうか。

上記の通り相違ありません。

2014年1月17日

ロシア連邦検察庁刑事総局主任予審判事

V. N. ソロビヨフ殿

北里大学名誉教授

センメルワイズ大学名誉博士

医学博士 長井辰男